

海津市まちづくり委員会「第18回自治基本条例策定分科会」会議録

開催年月日 平成25年2月19日(火)

開催場所 海津市役所 海津庁舎 3階 委員会室

分科会委員定数 19名

開 会 午後1時30分

閉 会 午後3時40分

出席者 ○分科会委員

公募市民	伊藤 幹 男
〃	堀田 義 郎
〃	古川 義 弘
会長 〃	古川 邦 彦
〃	佐藤 芳 満
〃	今津 美 憲
〃	野津 繁 雄
副会長 NPO法人まごの手クラブ	田中 由美子
NPO法人ゆうゆうアテンダント	藤田 重 紀
ボランティア連絡協議会	下田 博 暉
海津市自治連合会代表	宮脇 信 幸
岐阜経済大学准教授	菊本 舞
総務課	菱田 登
○事務局 企画部長	伊藤 恵 二
企画政策課 課長	中島 哲 之
係長	徳永 宗 哲
〃 主任	近藤 健 二
〃 主任	土井 敬 子

欠 席 者

公募委員	大橋 宗 明
〃	土方 隆 博
〃	村上 碩 也
NPO法人良縁の会ひまわり	櫻木 徳 子
女性人材リスト	石川 春 代
NPO法人セーフティサポートコミュニティ平田	森 秀 和

会議次第

1. あいさつ
2. 自由討議
3. 講評
4. 事務連絡

事務局	<p>みなさんこんにちは。 本日はお忙しい中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。 す。 これより、海津市まちづくり委員会「第18回自治基本条例策定分科会」を開催させていただきます。 B邦彦分科会長からご挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>(あいさつ)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。 さて、本日の予定でございますが、意見交換を行いたいと思 います。終了予定時刻は、15:30です。 それでは会議の司会を、海津市まちづくり委員会要綱の規定によ り、B分科会長をお願いいたします。よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>それでは次第に基づき進めさせていただきます。 次第2「意見交換」について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今回の内容は事前にお送りいたしました次第にありますとお り自治基本条例条文骨子案について意見交換をしたいと思 います。前回の意見を基に事務局で条文骨子案をまとめ修正したもの を作成しました では意見交換のまとめを含めて15時20分まで行いたいと思 います。 (加筆修正点について説明)</p>
会長	<p>ただいま事務局からいくつか説明がありましたが、ご不明な点や 質問がありましたらお願いします。 意見交換をはじめさせていただきます。 菊本先生お願いします。</p>
菊本委員	<p>それでは事務局から説明がありましたが、何かご意見がありまし たらご発言をお願いいたします。</p>
A委員	<p>この骨子案で一番大切なところは前文にあると私は思います。ネ ットで検索しますと256通りの前文が見受けられます。 工業化によって農業商業が変わってきました。産業全体が大きく 変わってきましたので、工業化や情報化でこの世界はだいぶ変わっ てきました。時代に対応すべきということなのか、あるいは地球環 境の変化や少子高齢化は書いてあります。工業化や情報化に対応す べくといったような言葉が入るといいなと思いました。 あとは海津市だけではいけない場合もありますので、地域とのま</p>

	<p>とまりや他市町村との連携などというような言葉も入ったらいいと思います。</p> <p>あまり長くなりすぎてもいけませんので、ハリヨの話とか明治時代から治山治水が云々とさらっとながせるように、この前文を簡単に表現できればいいと思います。</p>
会 長	<p>前文は前回も提示されておりますので、A委員のお考えがありましたら提示して頂けませんか。</p>
A 委員	<p>一行目は「養老山地」、それから文章を短くするために「木曾三川と呼ばれ清らかな云々」は消して「揖斐川・長良川・木曾川を有する豊かな自然に囲まれ」と短くして、「縄文時代の遺跡」から「お千代保稲荷など」まで消してしまって「歴史と伝統がいきづくまちです。」までにする。それからその後「制度の再構築が求められています。」と切って、工業化情報化及び少子高齢化社会への対応と、地球環境への配慮などのキーワードに対応して「改めて暮らしやすい地域社会とは何か、自治とは何か、市民と自治体の関係はどうあるべきかが問われています。」と繋げて「こうした背景のもと云々」としていったらいいと思います。</p>
会 長	<p>前回の前文と比較しますと、前回は大幅な修正はなかった訳ですね。よってA委員が削除するといわれたところはそのままにしておいて、加筆された「制度の再構築が求められています。」の後に「工業化情報化」と入れてはどうでしょうか。もう一つ他市町村との連携はどこに入れたらいいでしょうか。</p>
A 委員	<p>その文章までは考えていませんのでよろしく願いいたします。</p>
B 委員	<p>前文の4行は長いので、半分のところで切ってはどうか。「自然に囲まれています。」と切って「また云々」としてはどうか。</p> <p>それから「成長と拡大を基調としてきた社会の仕組みや制度の再構築」ここは「成長と拡大」が反省点として上がっている。ところが今は長いデフレで停滞しデフレ社会を以下に成長軌道に戻すかというのが時代の要請なのです。だからここを反省の柱みたいに成長と拡大を反省して社会しくみや制度の再構築というのは、題目の表の出し方として成長と拡大をターゲットにするのはどうかと思います。むしろ成長と拡大が今は必要だと思います。ここは消すべきだと思います。最後に書き出しは少子高齢化から入っても構わないと思う。ここは人によって評価が違ってくると思いますので、あまりいろいろ入れすぎるとあとのものに対する信頼性が失われますので、さらりとした方がいいと思います。</p>

C 委員	<p>前文のところで記なっているところが、少子高齢化がいけないことかと思いました。抽象的な言葉ですがあまりあたたかくないなと思いました。市民が積極的に市政に参加せよと、そのための仕組みを作る。それはわかりますが少子高齢化しても市民のつながりがあればいいと思います。むしろ社会的な絆を深めるためにとかそういう言葉でその一つとして市政に参加していこうとか、そういうことを感じました。</p> <p>何を求めていくかは有る程度抽象的に書かなきゃならないのだろうけども、個人的に感じたところです。</p> <p>あと「こうした背景のもと、海津市の自治における市民と市の権利や責務」となると、市民の権利・義務、市の権利・義務と読める。そこは少し引っかかったところですね。</p> <p>だから「魅力あふれる海津」というところに、こういう言葉でいいのかなと思いつつ、先ほどの温かさ、市民とつながりあるとかそういう方向性が方いいかなと思いました。</p>
会 長	<p>A委員の発言からは、工業化と情報化と他市町村との連携という言葉はどこかに入れる可能性がありませんかということ。</p> <p>B委員の発言では、前文の長い個所を2つに分けてはどうかということ。「成長と拡大を基調としてきた」ここをどうするか。</p> <p>C委員の発言では、社会的きずなを強めるためにというのは、どこかに入る可能性はあるのかと思いました。</p> <p>そして市民と市の権利については「市」はいらぬのではないかと思います。</p> <p>前文については前回も提示がありましたのであまり変更するのはお許し願いたい。</p> <p>では菊本委員お願いします。</p>
菊本委員	<p>皆様のご意見を聞きながら、私がこの分科会でお話しさせていただいて他市町村の条例をご紹介した時、前文というのは一番もめるところなのですよねと、申し上げたのを覚えていらっしゃるでしょうか。やっぱり形になってくると独自性が出てくるのはこの前文なのですよね。</p> <p>ご覧になってわかるように、条文にするとどうしても専門的な用語が入ってきて他のものと似たようになってくるのですが、でも今前文のところは自治体独自の色を出せるところでもあるのでやはり最後まで議論になるところだと思うのです。また皆さんの思いを反映させることもできるのです。出来れば皆さんの思いを反映させるものに作り上げていくのがいいだろうと思います。今頂いたご意見のほかに意見がある方はここで出しきっていただきたいと思います。</p>
D 委員	<p>最後の3行で制定理由を言っているのですが、わかりにくいので</p>

	<p>私の案を言います。「こうした背景のもと、進められるまちづくりの基本が市民自治であり、海津市の自治における市民と市の権利や責務明らかにするため、自治基本条例を制定します。」このほうがすっきりするのではないですか。</p> <p>まちづくりの基本というのは市民自治であるというのをここに入れたのですが。</p>
C 委員	<p>文章的に非常にすっきりしているのですが、一番ここで言っているのは「市民が主体となり、市民の意思と責任において市と協働して市政を運営し、「魅力あふれる海津」とするため」ここが肝だと思うのです。それが抜けてしまいませんか。</p> <p>それと先ほど私の意見ですが、「市民の権利」としてしまった方がすっきりすると思います。</p>
事務局	<p>前回の意見の中で市民の責務について他にもあるのではないかと頂いていて、市の責務もあるので入れました。</p> <p>最後の「市民が主体となり～」を入れたのは定義を見ればこのところはわかるのですが、ここは自治基本条例を作るにあたっての理由をいうべきかと思い入れました。</p>
E 委員	<p>私は、権利や義務をここでは出さない方がいいのではないかとと思うのですが。</p> <p>最後の「市民が主体となり～」はどこかで個性を出さなくてはいけないのですから。</p>
D 委員	<p>5条と6条に市民の責務がありますので、前文に入れてもいいのではないですか。</p>
会 長	<p>私は原案に賛成の立場で申しますと、自治基本条例は何をするものなのかというと、前文の最後、後段3行に表現してあるのでこれを見れば皆さんに伝わるだろうと思いました。それが途中の5条や6条にありましてはぱっと思い浮かびませんので、私はこの位置に書いていただいたのは適切だと思います。</p> <p>そして第2条に書いてある市民自治、まちづくり、市民自治協議会、これは誰に質問されても答えられるようにしたいと思いました。このように簡潔に初めて目にした人にも分かり易くとした意味でも、今2、3人の意見もありますが、原文のままでもいいのではないのでしょうか。</p>
C 委員	<p>後の方で確かに市民の権利及び市民の責務と書いてあるのは十分理解しています。その後市長の責務、職員の責務これはその通りです。だから有ることを全部言葉を表に出すということはよくわかっています。</p>

でもここで確かに骨子、骨とは何かということ、市民が積極的に市政に参加しましょうということなのです。その仕組みを作っていく訳で、市民自治協議会とか住民投票とかで市が保障していく訳ですから、それが本来の骨子ではないか。そのなかで市民もいろいろ守って下さいよということもあるけども、本来この条例そのものが市民の行動を縛るものではないというのが私の意見です。

それと5条の3項には異議があるところです。「市民は、市が提供するサービスの享受に当たっては、応分の負担を負わなければならない。」、ここの「市が提供するサービス」とは何を意味するのか。一般的な行政サービスのことなのか。あと「応分の負担を負わなければならない。」これは書く必要ない。これではその負担をしなければサービスは受けられないと読めますよね。そこを聴きたい。

会 長

菊本委員お願いします。

菊本委員

時間的にかなり前文のところを取られているので、私のほうで受け取らせていただいて、お話しさせてください。

いろいろ議論が出てきているのですが、市民と市の権利や責務そこから発する様々な条文への関わりのところ議論が出てきますので、ここについて整理させていただきたいのと、ここでずっと議論していくと他の条文が議論できなくなるのでいったん引き取らせていただいたのと2点でお話しさせてください。

まず問題の整理としては、C委員の意見としては、この自治基本条例はそもそも自治のあり方の基本的なルールを定めるものではありますが、そのルールを定めるにあたってそこに参加するための条件に踏み込んでまで条文化するのがいいのかどうか、そういう風な提案をされているんだと思います。例えば国民に置き換えてみると、納税の義務があるとか教育を受ける権利と義務がある、つまりここで言う責務と権利を義務と権利に置き換えて書くようなやり方が自治基本条例に相応しいのかどうか、これは根本的なところに関わる重要な点です。それをこの海津市の条例にどういう風に表していくかということ、ある程度方向性を持っていたほうがいいと思います。

一つの解決策としては特に第5条に表してる、～しなければならないという書き方で、責務が分かりやすいように事務局では書いてありますが、やはりC委員から意見があったように、それができなかった人にはそれを保障しないという条件付けになってしまう、そういうやり方でいいのかという意見が出てくることをどう考えるかというところで、柔らか目の表現に修正ができるかどうかを少し検討していただくというのはどうでしょうか。ここまで来てますので、条文をバツサリ切るとか骨子案そのものを作りかえるというのは、ここまで議論してきて完全にひっくり返すのは難しいので、責務と語っていますが「応分の負担を負わなければならない」という

言葉の表現を柔らかくすることができるか検討させていただけないかと考えます。

それから前文の権利と責務という言葉も読んだ人がイメージしやすいように、事務局ではこの条文の中に出てくる言葉を使いながら表現をされてますが、確かにこの部分は条文の肝になると思うんですが、事務局側の意図としてこの言葉を入れたかったのは、もっと皆さんに主体的に市政に参画していきましようねという言葉が言いたいんですよね。言いたいことはC委員と本当は一緒に、自治の主体はまず市民にあって、その市民が市政に参画したりあるいは自分達の地域や身近なことを自分達で決めていける、そして決めるだけじゃなくて、実行していく段階にも多様な形で、多様な人が関わっていくという枠組みを作っていきましようということ、市民の権利、責務の言葉を使っているんですけども、その言葉が受け取る人にとっては、責務というやらされ感に繋がるじゃないか、行政から市民に押しつけるだけのやり方ではそれは自治のルールとして相応しくないと受け取る人がおそらくいるだろうということはC委員の意見から見えてきますよね。権利と責務という言葉先ほどE委員は使わないほうがいいんじゃないか、あえて文言を前文には出さないほうがいいのではという意見もありましたが、そういった形で修正していくのも一つの方法かと思えます。

D委員からは最後の三行は、あえて市民の権利と市の責務という分かりやすい言葉が使っているので下線が引いてある赤字部は省いていいんじゃないかという発言でしたけども、逆に市と市民の権利と責務という言葉を使わずに、こちらの市民が主体となりという部分を生かすよう形でむしろ修正をするというのが少し落とし所かなと考えます。C委員いかがでしょうか。C委員の趣旨に沿っているか確認させていただきたいと思うんですけども。

他の方は概ね…。

B委員

ちょっといいですか。「魅力ある海津」というのはどこから出て来た言葉でしょうか。よく分からないのが魅力ある海津ってイメージが湧かないんですよね。よく言われる安心安全な社会とかたくさん使われる言葉ですけど、個性豊かな社会だとか色んな言い方があるんですけども、今回加えられた魅力ある海津というのは、上の文章からどこがくっついて魅力ある社会海津に至っているのか、例えば総合開発計画にあるとか、もともと根拠があって魅力ある海津が出て来たのかどうか、それともイメージなのかよく分からないので確認しておきたいです。

事務局

この言葉はですね、前回のときに総合開発計画の将来像が、協働が生み出す魅力あふれるまち海津になっていたのです。そのまま引用したので、総合開発計画が変更した場合ここも変更することになるので、この表現は修正する予定です。

<p>C 委員</p>	<p>「魅力あふれる海津」というのは非常に抽象的である。大きく述べてこれをやるから魅力あふれる海津というのとはよくわかるのだけれども、ある意味これは曖昧な言葉だなと思いました。</p> <p>先ほどの権利義務に戻りますが、5条の結論いいますと、いかに住民参加の市政をやっていくかについて、あえて5条3項にサービスを受けるにあたっては応分の負担をしなければならない。とここのうたうこと自体が意味がない。それと市が提供するサービスという言葉で言われているけど、もともと憲法でも言われているけど、基本的人権とか生存権とか教育の権利とか何も条件が付いていないのです。納税したものは受けられるとは書いていない。</p> <p>これを入れるのは問題だし、これを入れなくても基本条例の骨子は問題ないと思います。</p>
<p>E 委員</p>	<p>この文章自体というの、応分の負担を負わなければならないと書いてあるけど、今までの市民の考え方というの、役場がやって当たり前という考え方が根付いていると思います。そういうところからきているのだと思います。</p> <p>もう少し住民の方から前へ出て住民自治に参加してください、という表れというものは文章としては削除していいと思いますけど。</p> <p>それと権利と義務の話では、伊賀市の条例では特に住民に関しては補完性の原則があって、自分たちでできることは自分たちですのですよということができれば行政ももっと楽になるし、いわゆる対等な市と住民の関係というのができるのではないかなと私は思います。</p>
<p>F 委員</p>	<p>基本的にはそのままでいいのではないかと思います。やっぱり我々も何かの負担をしながら行政に携わっていかないといけないと思います。常に上からもらうだけでは動いて行けません。それぞれ出しながら何をやっていくか。それでいくと最初の文章の中では、権利とか責務が難しければ関わり方や参画の仕方などそういう形でもう少し柔らかいにしていけば分かりやすいのではないかと思います。</p> <p>それから「日本の中央部に位置し」はあってもなくてもどちらでもいいと思います。</p>
<p>A 委員</p>	<p>「日本の中央部に位置し」といのは、この海津市をより住みやすいまちにするには、日本の交通のちょうど真ん中あたりにありますので、商工業がこれから伸びるのではないかな。あるいは海津の人が道路事情が良くなって東京や名古屋や大阪行くのにさらに便利が良くなるといいなという意味や産業の発達も含めて私は入れてほしいといった訳です。</p>

この自治基本条例ができて市民自治を行うようになったら、皆さんは何を希望しますか。

菊本委員

よろしいでしょうか。どのような町になったらいいかについては、一年半ほど前に私たちのめざすまちということで、皆さんでまとめています。そういったところから出てきたのが、魅力あるまち。先ほど魅力あふれる海津とはどこから出てきたのかと有りましたが、皆さんのワークショップの中で出てきています。総合計画の中にももちろん入っている言葉ですが、魅力ある町、誇りのある町、ずっと住み続けたいまち、みんなが住みたいまち、こういったことが委員の中でこの分科会が始まった当初、皆さんの思いとしてすでに反映されています。それをもって事務局は「魅力ある海津」という言葉を使っています。

そういったことで、皆さんの方ではすでにめざすまち像については、ある程度イメージを持って続けて頂いていると思います。

前文のところまで時間が経ってしまっていて、市民と権利と責務のところですね。非常に議論が出てきますが、解決を今の時点で出すのは難しいので、他の条文のところではここは気になるというところを出して頂きましょうか。それで解決ができるところは事務局と調整させて頂いて難しいところは次回に持ち越しになると思います。

B委員

第2条の市民のところですが、これも十分議論をなさって来た訳なのですが、市内に在住というのはわかります。市内で活動するその他の法人団体、これも市民でいいと思いますが、在勤又は在学するものというのが入っています。当然住民票がない人たち、そういった人たちを市民として大きくくりにして、そのあとでいろいろ条文が出てくる中に、ここの市民を当てはめていくとはみ出てしまう人が出てくる。在勤又は在学するものは出てこない。まず市政に参加することはできませんね。それから市民自治協議会も入ってきませんし、この在勤在学は広い広義の意味では市民だと思うのですが、我々が作ろうとする自治基本条例では在勤在学するものが入っているとかえってぼんやりしてくるかと思います。むしろこういう人たちが市政に参画させてくださいと言っても実際にはできないですね。

他の市もこのように書いてあると思いますが、実際この後の各条項に当てはめて行った時には、多分のってこない方がほとんどだと思います。そうであるならば正しく狭義の市民でもいいのではないかと思います。要は住民票のある人、市内で活動している法人その他の団体。在勤在学は削ってしまってもいいと思います。

C委員

市民の定義は前にやりましたよね。その時も問題になって、大きくいうとここで新しく出来る組織が市民自治協議会と住民投票になって、その時の議論は市民自治協議会には参加できるだろう。住

	<p>民投票はどうかという論議があって、市が捕捉出来る範囲で広げるべきだという意見があったのだけでも、結局は今まで通りの住民票のあるかた、市の方で把握できる範囲となった経緯は、私は覚えています。</p> <p>だからおっしゃる通り最初の市民とは、市民自治協議会に参加できるけど、住民投票はダメだよということを記憶しています。</p>
F 委員	<p>住民投票の部分だけこの市民の定義を少し何か変える方法はありませんか。</p> <p>他は問題ないのですが、住民投票だけは住民票がないと行えないですよ。</p>
事務局	<p>住民投票については第15条で選挙権を有する市民（市議会及び市長の選挙権を有する者）と限定していますので、この第2条の市民とは違う表現にしています。</p>
菊本委員	<p>他の方どうですか。第2条の市民についてはいいのでしょうか。</p> <p>他の条文でいかがでしょうか。</p>
D 委員	<p>2条の2号ですが、市民自治ですね。ここでいきなり市政という言葉が出てくるのですが、市政というのは一般に違和感があると思うのですが。代わりの案として「市民が自分たちの地域を良くしていくために主体的に行う活動を市民自治という」としてはどうでしょうか。</p>
C 委員	<p>ここでいう市民自治とはというところで、私が何かクラブ活動をしましたと、そういうことまでここで言う市民自治と言えるのかということなので、行政とのかかわりにおいてというところで、要するに市民が行政に参画して市政に参加していこうという意味だから、そういう意味で縛りで市政という言葉を使っている。</p>
事務局	<p>もともと市民自治の定義が、実はD委員のお話したしたことだったので。前回の分科会でまちづくりの定義について議論した時に「地域課題の解決や地域資源の創造など魅力あふれる地域社会をつくるために行う活動」がまちづくりのこととなって、市民自治については住民自治という言葉で簡単に表現したものです。</p>
D 委員	<p>確かに前回市民自治とまちづくりの用語の解説が一緒になっていると。でこういうここになっていると思うのですが、私の提案ですがまちづくりも変えた方がいいと思うのですが、まちづくりについては、「市民自治を基本として市における様々な主体が協働して行う活動をいう」としてはどうですか。</p>

事務局	<p>そうすると第3条の「市民自治がまちづくりの基本であること」とあり、まちづくりの定義に「市民自治を基本に」となっていることこの原則はどのように説明するのかわからなくなります。そのため事務局としてはあえて2つに分けています。</p> <p>先ほどの「市政」については他にいい言葉がありませんので「市政」としました。</p>
菊本委員	<p>市民自治とまちづくりというのは、非常に明確に区分することは難しいのですが、市民自治という言葉は主体性とか能動性とかそういった願いが込められた言葉なのですね。自らが積極的にあるいは地域や海津市全体にとって必要な事について、人任せにするのではなくそれぞれの人が主体的に参加したり働きかけたり関わったりするのが、自治ということで最も重要なポイントですので、市民自治の事務局案としては、「主体的に」とか「参画し」とか「意思をもって」というところが定義の重要なポイントだと思うのです。</p> <p>まちづくりというのは、そういった様々な主体の人たちが参加をしながら魅力ある地域や課題を解決していくために取り組む活動というものを指している、そういう様なイメージで区分されるといいのかなと思うのです。そういったイメージで両方の定義を見て頂けるといいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>どうしても「市政」という言葉に引っ張られてしまっていますが、ただ「市政」に代わるいい言葉がなかなかないかもしれませんが、「市政」は「まちづくり」と言い換えた方がいいのかもしれませんが、「まちづくり」の定義がこの後にありますので、ここに出せないのです。</p> <p>また「まちづくり」という言葉だけでいいますと、市で行われている行財政全般を一般的には指すというように考えられてしまうと思いますけども、「市政」という言葉を使わずに例えば「まちづくり」という言葉で使ってしまったらすると、市民というのは、積極的に自分たちの身の回りの地域ことだけをやっていけばいいのではなくて、例えば市議会との関係性あるいは行政との関係性の中で、今までお任せだったところに一步踏み込んで意見を提出したり、出来ることなら参加し決定過程に関わったり、それから執行過程にも関わっていく主体として市民自治が表されているので、あえてこの「市政」という言葉をここで使うということも積極的な意味がこの事務局案には込められていると思うのです。皆さんのイメージとしては制限されているといったイメージがあったかと思うのですが、より幅広いまちづくりも含め地域社会での活動も含め、そして行財政全般まで含んだそういったところに市民の意思を反映していくものとして、市民自治というのがここでは定義されているものだというようにお考え頂けるといいと思いますがいかがでしょうか。</p>

E 委員	市民自治とまちづくりの違いというのは、市民自治は個人が権利をもって参加すること。まちづくりはもう少し大きな。
菊本委員	まちづくりというのは、実際のイメージできる地域を変えていくための取組とか活動というものを強調している言葉。自治というのはそれを実施していく時にたくさんの人が働きかけたり、能動的に行動したり、その行動する気持ちだとか、行動している行動そのものを指しているというイメージかと思うのですが。難しいですか。
D 委員	市民自治協議会というのはまさに市民自治ですよ。
菊本委員	そうなので市民自治協議会というのはまさに自治の場ですよ。自治を発揮して自治を形にしていく場として市民自治協議会というのができていく。自治会での活動も自治の場ですよ。
C 委員	「市政」という言葉を変えてしまうと、後からたくさん「市政」という言葉が出てきますよね。これが全部説明できなくなるのではないかと思う。ここで言っているのは我々が住んでいる住民自治というのは、市という行政が中心でそこに関わることによって行われる全ての事だからそれは「市政」。どうでしょう。
D 委員	3条の「市政」という言葉を読み替えてほしいのですが、「市民自治及びまちづくりに参加する。」とるように「市政」を変えてはどうかということです。
菊本委員	事務局が第2条第3項に「まちづくり」をいれたのは、皆さんのご意見の中で市民自治とはどういうことか意見ですとか。やっぱり「まちづくり」そのものを条例の中で定義づけていた方がいいのではないかと皆さんの中でご提案があったので、ここで区分してあるのです。 ただ皆さんの総意でこの「市政」を「まちづくり」変えた方がいいのであればそのようにするのも一つの方法ですが。
E 委員	恵那市やニセコ町では「まちづくり」になっています。
事務局	これは根本になるのですが、自治基本条例というのはまちづくり条例ということも言っているところもある。そうすると頭を今仮称で自治基本条例になっていますが、まちづくり条例にしてしまえばそういうことも可能です。
C 委員	やっぱり私はまちづくりというのは、「つくる」という動詞なので、動詞が名詞化しているのですよね。この定義のとおり活動をい

	<p>うのですよね。全て活動の内容をいってくと、市民はそういう活動に参加しなければならないという形になって、「市政」といえば例えば投票する権利とかリコールする権利とかそういうことも「市政」というのは広くある訳で、それを言うのとまちづくりのアクティビティなものと言うのと置き換えは困難だろうと思う。</p> <p>ここで言っている「市政」というのはやっぱり「市政」なのであって、広い概念であってまちづくりという活動概念ではないので、置き換えると全体の構造が変わってくると私は思っています。よって「市政」のところは「市政」で「まちづくり」のという意味合いのところは「まちづくり」をつかった方が良いと思う。</p>
F 委員	<p>「市政」はやっぱり「市政」で、「まちづくり」は「まちづくり」でとらえていった方がわかりやすいのではないかなと思う。</p> <p>「まちづくり」と「市政」は今までの意見もあるけど多少違うのではないかなと思う。</p> <p>これに関してあんまり違和感がないのですがいかがでしょうか。</p>
会 長	<p>F 委員はこのままでいいということですね。</p> <p>皆さんが真剣に考えれば考えるほど、文字の意味、定義、辞書に書いてある言葉、そこまでいくとまた次の課題が見えてきてしまいます。許容範囲のところはそこで良からうとして頂くとか、推測したり、よく考えるとそういう意味もあるのではなからうかと思うことも、解説のところで表現して頂くもの有るのかなと思ったり、私はまとまることを願って皆さんの意見を聞いている訳ですが。最終的には何とかまとまる方向でお願いいたします。</p>
菊本委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>今おおむね「市政」はこのまま「市政」でいいのではないかという意見を何人かから頂きましたがよろしいでしょうか。</p> <p>第2条の定義のところですが「市民自治」と「まちづくり」がわかりにくいということですが。「まちづくり」についてはこのままの定義でわかりやすいと思うのですよね。ある程度の具体的な活動を持って地域の課題の解決や魅力をもっとますために行う活動の事なので、「市民自治」のほうがわかりにくいのだと思うのですが。</p>
事務局	<p>代案を出して頂けますか。</p>
C 委員	<p>今D委員の言われたことで私もよくよく「まちづくり」と「市政」とは何かということの方が分かる訳で、最後のまとめで皆と反芻している訳です。こういう論議は大事だと思う。</p>
事務局	<p>スケジュールからですと今回と次回を含めて2回しかありません。また皆さんの任期は2年で今年度までです。来年度からも引き</p>

	<p>続きお願いしていますが、来年度は市民への周知を予定していて、周知を通して市民から意見をいただき、皆さんと議論する予定です。ただ今の状況からみると骨子案の議論の終わりは来年の今頃になるような見通しなので、周知が進まないと思います。</p>
C 委員	<p>わかります。なぜ議論があるかというと、出席している委員には責任があるので意見を言う必要があるのです。そこで議論を深めればいので。</p> <p>残念ながらスケジュールは2年だと言われればそれまでだけど、中途半端なものを出しても議会も通らないだろうし、市民の意見も出てくるだろうし、少なくともこの分科会で名前を連ねる以上保障してほしい。</p>
事務局	<p>2年を目安にしてきましたが、どうしても纏まらなければ伸びることも考えなければなりません、とりあえずはまとめる方向ですすめたいと思いますのでよろしくご協力をお願いしたいと思います。</p>
G 委員	<p>ちょっといいですか。気になる言葉があるので。第3条第3号「対話によって築かれる信頼を基とした」これ「もと」ですよ。もう少しいい言葉ないですか。</p>
会 長	<p>ひらがなでどうでしょうか。</p>
G 委員	<p>そうですね。</p>
会 長	<p>まだ議論があるのは「市民自治」と「まちづくり」ですか。最後は同意見のやや多い方にしたいと思います。</p> <p>これは次回に持ち越しですか。</p>
事務局	<p>そうですね。次回に持ち越しですね。</p> <p>2月末までに修正・加筆等の意見がありましたら事務局までご連絡ください。</p>
会 長	<p>今事務局からお願いがありました通り、代案を示しながら事務局にご連絡ください。それでは最後になりますが、事務局から連絡をお願いします。</p>
事務局	<p>(事務連絡)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分科会開催日について <p>第19回 平成25年3月15日(金)</p>
会 長	<p>ありがとうございました。</p>

	<p>本日の予定は、以上で終了しました。 これで「第18回海津市自治基本条例策定分科会」を閉じさせて 頂きます。 本日は、ありがとうございました。</p> <p>(15:40 終了)</p>
--	---